

比較家族史研究会

会報 比較家族史 1

事務局 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学社会科学研究所 利谷研究室

一、第四回研究懇話会 御案内

次のとおり、第四回研究懇話会を開催いたしますので、御案内申し上げます。

△日時▽

昭和五八年十月二十九日(土) 午前十時から

△場所▽

早稲田大学法商研究室棟(五階) 第一会議室

△テーマ▽

社会学・社会人類学・民俗学における家族研究の現状と問題点

△プログラム▽

第一報告 社会人類学における家族研究(午前十時十分～) 渡辺 欣雄

第二報告 日本民俗学における家族研究(午前十一時～) 上野 和男

・研究会の運営について(午前十一時五十分～) (昼休み)

シンポジウム 日本のイエについて(午後一時～午後四時三十分) 司会 村武 精一

主報告 中野 卓 コメント 上野和男(社会学)

類学)・大藤修(日本史)・福田アジオ(日本民俗学)・正岡

寛司(社会学)五十音順

・総会(午後四時三十分～)

△懇親会▽

時間 午後五時三十分から

場所 大隈会館一階

費用 三、〇〇〇円(予定)

△シンポジウムについての参考文献▽

中野卓「日本の家族」「現代のエスプリ別冊・諸文化と家族」至文堂、昭和五八年

同 「家と民族——社会人類学と社会学の協力のために」

「商家同族団の研究 第二版(下)」未来社、昭和五六年

研究懇話会参加費は五〇〇円です。なお、御多忙中恐れ入りますが、研究懇話会および懇親会の出欠について同封の葉書にて十月十日までにお知らせ下さるようお願い申し上げます。

二、比較史研究会発足から現在に至るまでの経過

比較家族史研究会も会員数一〇〇名を超え、研究懇話会も四回を迎えるに至りました。ここで、会員に研究会についてのこれまでの経過をお知らせいたします。

第一回研究懇話会は昭和五七年十一月二十日全国労音会館にて開かれました。これにさきだち、「研究会発足のお知らせ」(資料1)と研究懇話会の案内状が発起人(有地亨、江守五夫、利谷信義)によって発送されました。この案内状の発送の範囲は、研究懇話会会場の制約もあり、研究報告を学問上近い関係の方々に限定されました。

〔資料1〕

研究会発足のお知らせ

先生方には益々御清祥のこととおよろこび申し上げます。さて、この度、私共相はかり、「比較家族史研究会」を発足させることに致しました。実は、以前から家族研究者の間に、専門分野を異にする学際的な研究会の設立の

要望がありましたし、また、諸外国でも家族史研究の気運が高まり、その国際的交流も活発化しようとしております。そこで、私共は、この新しい学問的要求をみたく場として、この研究会を設け、来る十一月二十日に第一回の研究懇話会を開くことにいたしました。本来ならば直接ご拝眉の上ご相談いたすべき筈のところ、取急ぎ準備しました為、その機会を失して恐縮に存じておりますが、今後、先生方の御意見を伺いながら立派な研究会に育てたい所存であります。何卒、本研究懇話会に御出席いただき御教示賜わりたく、私共心から念願致しております。先ずは茲に御案内申上げ、御協力のほど切にお願い致します次第であります。

一九八二年一〇月二五日

発起人 有地 亨

江守 五夫

利谷 信義

(事務局) 森 謙二

第一回研究懇話会終了後、研究会出席者有志により、次回研究懇話会の報告内容および今後の研究会の運営について世話人会を置くこと等が話し合われました。その世話人はその話し合いの席上にいた方々を中心として次のように決まりました。

発起人、上野和男・老川寛・鎌田浩・関口裕子・平松紘・村武精一・水林彪・依田精一・吉田孝・森謙二(事務局)

さて、世話人会では第二回研究懇話会(昭和五八年一月二九日)にさきだって、次のことが

話し合われました。(一)それぞれの専門領域についての家族研究の現状についての報告が望まれること、(二)第三回研究懇話会では日本史における家族研究の現状がテーマとして取り上げること、(三)会の趣旨・会費・会員の資格等(資料2)について。

(資料2)

・研究会の趣旨

日本の家族が今後どのように変わっていくのか、その未来像を明確にし、その発展の筋道をはっきりさせることができるか否かは、それぞれの専門領域の家族研究者にとって不可欠であるだけではなく、日本の政治・経済・社会その他国制レベルの問題としても重要であることは言うまでもありません。そのためには、日本の家族を明らかにするだけではなく、比較文化的観点から諸外国の家族の歴史を学ぶことも必要であり、しかも家族が社会諸科学に広く関わりあうことから、歴史学・法学・社会学・民族学・民俗学・経済学・政治学・精神分析学など家族に関する諸科学の英知を広く集める必要があります。

・研究会への入会資格

- 一、大学院博士課程(後期課程)以上の方あるいは本研究会が同等の資格をもつと認め
- 二、会員二名の推薦のある方

・研究会の開催は、年四回を原則とする。
・会費

年会費 二、〇〇〇円

研究会懇話会参加費 五〇〇円

非会員が研究懇話会を傍聴されるときは傍聴費を頂く。

第三回研究懇話会の開催(昭和五六年五月二三日)については、できるだけ多くの日本史における家族研究者の教示を得るため、歴史学研究会の御好意により歴史学研究会会報に第三回研究懇話会開催の記事を掲載して頂き、歴研大会当日には受付にて研究懇話会の案内を配布しました。このように研究会の存在を公けにしたのは発足以来初めてのことであり、これを機に会員の数も増加し、また研究会の趣旨に賛同して頂いた方を会員とし、会員組織を明確にしました。

そして、今後の会の運営および組織を整備するため、昭和五八年七月九日東京大学社会科学研究所におきまして世話人会が開かれました。この時話し合われました規約等の原案につきましては、第四回研究懇話会の席上会員の皆様におはかりしたいと考えております。

(文責 森謙二(事務局))

三、研究懇話会報告要旨

これまでの研究懇話会でのそれぞれの報告について、その要旨を報告者自身にまとめて頂きました。ただ、W・マカラ氏と生方卓氏は非会員の報告であるため、両氏の報告は会員の手で

まとめました。なお討論の内容につきましては、残念ながら今回はまとめることができず、お詫びいたします。

第一回研究懇話会

(昭和五十七年十一月二十日・労音会館)

第一報告・日本婚姻史研究の民族学的課題

(江守五夫・司会 村武精一)

本報告は、日本の婚姻史に関する民俗学ならびに民族学の通説的見解にたいして報告者が最近懐き始めた疑問点を列挙したものである。

第一に、日本の「一時的妻訪婚」には、これまで無造作に南方系と規定されてきたものほかに、北方のアルタイ系に由来するものもあつたのではないか——という問題を提起する。若者宿に結びついた「一時的妻訪婚」の民俗が南方系であることは報告者もこれまでどおり認めるが、古代の支配階層のそれは、遠方婚である点や、姉妹型一夫多妻制や寡婦相続などのアルタイ系と共通の習俗を伴うことからみて、アルタイ系と考えることもできるとの仮説を提示した。

第二に、報告者は、「嫁入婚」が中世に初めて形成された婚姻形態とみる通説に疑問を投げかける。少くとも日本の一部の地域には、「嫁入婚」が古代からあったとする仮説を提示する。その一つの根拠は、韓国南部から北九州にかけての地帯に共通の儀礼習俗を伴った嫁入婚の習俗が分布するという点であり、また二つには、北陸地方における初婚入の時期が元来嫁入から相当後の時期に行われていたという点である。

報告者は、これらの地帯では、「嫁入婚」が「一時的妻訪婚」から変化したものではなくして、もともと「嫁入婚」が行われていたと解釈するものである。

さらに報告者は、ウラル・アルタイ系とみられる呪術的な婚姻儀礼——とりわけ「火」による浄めの儀礼——が関東地方と信州から東北の地帯で分布することを指摘し、同地方にアルタイ系の嫁入婚文化が古くから定着していた蓋然性を説いた。すなわちこれまで中世以降の武家階層において派生したとみられていた「嫁入婚」文化は、実は、「東国」における土着の文化ではなかったか——との問題提起をなし、この観点から小笠原などの武家故実を見直す必要性をも強調した。

ちなみに、本報告の概要は、「日本婚姻史の法人類学的課題」と題して後に公表された(森泉章ほか編「現代法の諸領域と憲法理念」〔学陽書房〕所収)。

第二報告・平安時代の養子制度について

(ウイリアム・マカラ・司会 吉田孝)

W・マカラ教授は、日本の一〇世紀から一二世紀にかけての貴族家族の研究を進められ当時の家族観を、文学、系譜、シンルイの範囲、氏、政治と宗教、住居、葬儀、相続という多方面から分析された。その中で養子が貴族に多いことに着目され、養子制度が時代的に特殊な制度であることを実証された。

方法論としては、九世紀から一二世紀の文献より五〇〇の事例を抽出し、その中の一〇世紀か

ら一二世紀の事例一〇〇件に特定し、以下の項目につき、分類、検討が行なわれた。

- ①資料、②年代、③養子の名・生死、④性別、⑤養子の相続財、⑥養子の実家、⑦養子の継父母、⑧養子のつれあい、⑨養子の実家の兄弟姉妹、⑩養親のつれあい、⑪養子縁組の動機、⑫経済、⑬養家と実家との関係 (順不同)

以上の分析によると、養子の同化を促す環境として、当時の家族が開放的であったことにあるという。というのは、一人当りの居住面積が狭いため、プライバシーがなく、(例えば継えす付人が傍に控える)そのため、「家族」で集まることは少ないので、家族紐帯はゆるく、このことが家族外の人間を受入れる条件となったという。

次に縁組自体について、Ward Goodenough, 「Transaction on Parenthood」にある

「親」の定義、①聖職、②子供を養える人間の能力、③人間関係を分類し、権利・義務を規定し、共同体を整備する必要性、に従い、親族員の権利(Stem)が異なるため、縁組を所有物関係のような取引ととらえられた。そこで女性が養取する場合は、男性の場合と比べ権利・義務(例えば服装)が異なり、永久的な養取を養子、一時的それを里子とすると、女性の場合は里子が多かったのではないかとされる。また養子は兄弟姉妹の子が多い、また蔭位を得るための養子となる事例も指摘された。

発表当日、マカラ教授は風邪をおして報告さ

れ、その研究内容、方法論は勿論、流暢な日本語、謙虚な研究姿勢にも参加者全員、感嘆したことを付加えます。(文責 中生勝美)

第三報告・秋田地方の同族制と八総墓——河辺郡雄和町水沢の事例を中心として——

(森謙二・司会 上野和男)

この報告は、秋田県の一集落を対象として同族制と墓制についての調査をまとめたものである。

調査地Ⅱ水沢は、現在の戸数十二軒、この全てが総本家Ⅱ伊藤善左衛門の系譜に繋がる同族集団を構成している。この伊藤一族は村外の別家も含めると二十二軒が現代に至るまで同族的な繋りを保っている。この同族集団の特徴は次のとおりである。(一)この同族集団の全てが浄土真宗の門徒であること。(二)古くからの別家は自作農として自立しているが(他村で肝煎を務める別家もある)、系譜意識は明確であること。

(三)大正期に至り総本家は没落するが、別家が総本家の土地を買収しながらも、現在に至るまで本家分家の系譜意識が崩れていないこと(盆正月の本家礼は総本家の没落後も続いている)。(四)この同族集団によって「総墓」とよばれる共同納骨塚が作られていること(水沢以外の別家の中で、自己の別家がある程度持つに至った家では独自に共同納骨塚を持つ例が二軒ある。しかし、これらの別家も明治時代までは水沢の「総墓」に納骨していたと言われている)。従って少なくとも水沢の別家は独自の墓を持たない。このように伊藤一族Ⅱ同族集団を見たとき、

同族としての繋りが必ずしも経済的な依存関係に基づくものではなく、同族集団が冠婚葬祭に重要な役割を果たすことを合わせて祖先祭祀を軸とした祭祀共同体としての性格を色濃くもつように思われるのである。

なお「総墓」ということは、私の知る限り、石川、福井における浄土真宗の寺院に門徒衆の共同納骨塚として、また石川県白峰村堂ノ森では村人の共同納骨塚として用いられている。ただしその称呼は八そうばかVである。また、報告では触れなかったが、「総墓」ということは用いられていないにせよ、石川県珠洲市三崎町大屋の全戸四六戸が一棟の共同納骨堂に葬られていることも付記しておく。

第二回研究懇話会(昭和五八年一月二十九日・

明大大学院第一会議室)

第一報告・江戸時代離婚法の再検討

(鎌田浩 司会 高木侃)

江戸時代の離婚制度は一般に夫専権離婚制として知られている。勿論、従来とても、縁切寺や縁切奉公など、妻の側からする離婚手段が紹介されてはいるが、それらはいずれも妻側から堂々と離婚訴訟を提起しえない制度のもとで、例外的にいわず緊急避難的に認められたものと考えられていたようである。

私は先学の挙げられた諸史料を再検討すると共に新史料を併せ考えて、幕府および諸藩において意外に強い夫の離婚意思に対する抑制と、妻の離婚意思に対する保護がなされていたこと

を知った。

すなわち、妻の縁切奉公ないし駈入り慣行は石井良助氏の紹介された前橋藩と八王子、高柳真三氏の紹介された烏山藩と盛岡藩、中山太郎氏の紹介された磐城地方と越後地方などのほかにも熊本藩にもみられ、特に前橋藩と熊本藩の場合には駈入りは即ち公的な離婚手続の開始を意味していた。また、従来からも妻の衣類道具を夫が無断で処分した場合には妻の実家からの離婚訴訟が認められていたことは知られていたが、仙台藩では、夫婦いづれかが相手の虐待その他犯罪的行為を訴えれば、法律上当然に離婚効果を発生させることとしていた。また、夫が離婚状をつきつけても妻が受取らずに居すわった場合には、最終的には訴訟によって決着をつけるほかなかったことも明かである。

こうしてみると、厳密には法律上は夫専権離婚制とは言えず、この誤解は、現実には裁判離婚によらず協議離婚で処理することが多く、その協議離婚では夫の意思が一方的に罷り通ることが多かったであろうことと、幕府法上夫が離婚状交付者であったことから生じたものと推測される。離婚状交付については、前述のように、夫が一方的に作成するだけでは何の効果もなく、妻方が受理しなければならぬ。また逆に、正当な理由なく夫が離婚状交付を遅滞させることは禁じられており、ここでも夫の恣意は抑制されていたのである。

第二報告・「家族と社会諸科学」(『家族史研究』6)へのコメント(司会 黒木三郎)

コメント1 (水木彪)

「家族史研究」6に掲載されたシンポジウム「家族と社会諸科学」を(一)家族の実体、(二)国家と家族の関係、(三)社会内諸集団の擬似家族的構成の三つの柱で整理し、それぞれについて法史学の立場からコメントを加えた。

コメント2 (生方卓)

生方氏のコメントは、中西洋先生の「経済学と(八)家族」を中心として、(一)プロレタリア家族の形成と解体、(二)家族の本質と新しい家族の展望、特に中西先生の友愛主義の原理、を問題とした。

生方氏は、中西先生のマルクスのプロレタリア家族論の理解にいくつかの疑問を提示した後、マルクスの家族論(但し「ドイツ・イデオロギー」の家族論は除く)を次のように整理した。(一)家族関係は歴史的に変化するものであり、その変化の動因は経済的諸関係にある。(二)資本主義の展開は、(ブルジョア的)家族関係から「感動的な感傷のヴェール」をはぎとって「ただの金銭関係」に転化する。ブルジョアの家族の基礎は「資本」である。(三)資本主義の発展とともに、プロレタリア家族の妻および子供は賃労働者化する。しかしそのことによって、「家族および両性関係のより高度な形態」のための「経済的基礎」が形成される。つまり、父の支配から妻子の両親の支配からの子供の解放が展望される。

このような整理をした後、現代における家族の解体现象を、家族関係の「金銭関係」への転

化するわち家族のなかへの市民社会原理の浸透がブルジョワ家族ばかりでなくプロレタリア家族においても妻の賃労働者化を媒介にして一層深刻に進行する結果として、生方氏は位置づけるのである。

そして氏は、次のように結論づけた。すなわち、友愛主義に基づく賃労働の普遍化の必然的帰結として妻の賃労働者化が(中西先生によって)提起されているが、同じ原理によって「家事労働」も賃労働化されるべきであろう。かくして全ての労働は報酬を前提としたものになるだろう。しかし、このような家族はもはや家族ではなくて会社なのではないだろうか。「友愛」は家族の「愛」の原理となりうるだろうかーと。

(文責 森謙二)

コメント3 (清水浩昭)

一、コメントの限定

私に与えられた課題は、森岡清美教授の議論を中心にコメントするようにとのことであった。しかし、本研究会が「比較家族史研究会」であることに鑑み、ここでは、森岡教授が展開している様々な議論のうち「復興されるべき社会的家族史研究」(六一頁)にかかわる点に問題を限定してコメントした。

二、戦前の研究の評価

森岡教授は、大正から昭和にかけての家族研究史を四期に分けて、それぞれの時期における家族研究の特徴と成果を例挙すると同時に、これらの研究成果に対する総合的な評価を下している。とくに、戦前から戦後にかけて、わが国

の家族史にかかわる研究を推進してきた戸田貞三、有賀喜左衛門、喜多野清一、中野卓教授などの研究(戦前的研究II制度論的アプローチ)を鋭く批判し、これらの研究を克服する突破口をライフコース分析に見い出そうとしている。

三、戦前の研究の光と闇

たしかに、戦前の研究が「個人や家族の行動がおおむね制度的枠組みの許容範囲に収まるという前提によって成立する見方」(六〇頁)が戦後には妥当しないという欠陥を指摘することは容易であるが、私には、それ以上に戦前的研究、とりわけ、戸田教授の諸著作(例えば「家族と婚姻」、「家族構成」)で展開されている人口学的論者がライフコース分析にも役立つ面があるように思えてならない。さらに、復興されるべき社会的家族史研究の課題の一つとして「近代の家族を、政治・経済・文化とのかかわりのなかでとりあげ、その変化を地方的バリエーションとともに明らかにすることが必要(六一頁)であると記述をみると、戦前的研究(このような視点を含んでいた)は、前述の欠陥をおぎなうに十分な貢献をしていたのではなからうか。かかる意味で戦前的研究は、簡単に闇に葬り去るべきではなく、むしろ積極的に光をあてるべき面を含んでいたように思われる。

いずれにせよ、ライフコース分析による家族史研究は、「既存の研究成果の批判的総括の上に新しい研究を積み重ねてゆく、研究の累積的展開が不十分であり、したがって、理論構築への努力が不足している」(六〇頁)という従来

の家族研究に対する森岡教授のなげきをふまえて展開されなければならないであろう。

コメント4 (森謙二)

私は、近代日本の家族の家族主義、特に神島二郎先生の理論枠組についてコメントを加えた。すなわち、神島理論は(一)△一系型▽家族が△未広型▽家族を経て解体すること、(二)その△一系型▽家族の解体を祖先祭祀権の一括継承が崩れる過程として把えること、(三)△一系型▽家族が解体し、△未広型▽家族が展開される段階で、頻繁に「家」の創立が見られること、(四)家族の解体あるいは新しい家族の未形成を前提として家族国家論・家族主義が展開されるということに要約・整理することができると思う。

神島先生は、この△未広型▽家族の例証としていわゆる西南型家族を、また祭祀権分割の例として「位牌を弟妹に分配する」という「分牌供養」の慣行を取り上げている。しかし、現在に至るまで地域的なバリエーションをもって存在する家族の形態を考え合わせるとき、家族や祖先祭祀の形態の差異は、発展段階の問題に解消すべきではなく、異質な社会構造をもつ家族ないしは祖先祭祀の形態に基づくものと考えべきであろう。

もっとも、神島先生が指摘するように、明治期に至ると「家」の創立Ⅱ分家が頻繁に行われるのも事実である。しかし、これも△一系型▽家族の崩壊の問題ではなく、幕藩体制のなかでの身分制(とくに歴史学でいう「身分内身分」)の動揺、そして明治政府の身分制の廃止に基づ

くものと考えるべきであろう。

最後に、家族主義については次の二つの点の問題とした。すなわち、(一)日本の労使関係は少なくとも明治末期に至るまで「主従」であるという認識にたいして、明治三十年における職工の勤続期間が短かいという事実をどのように考えたら良いのかということ、(二)家族主義が「大正のはじめ十年位に」形成されるとするならば、その家族主義の成立のメルクマールは何か、ということの問題にした。

第三回研究懇話会 (昭和五八年五月二三日・早大法商研究棟第一会議室)

テーマ

日本史における家族研究の現状と問題点
第一報告(古代)・平安時代の婚姻と家族

(鷲見等曜)

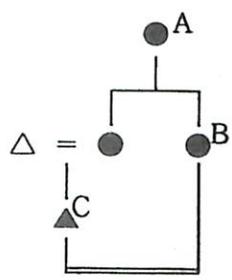
主題については、高群逸枝氏の研究が最も精しく、普及しているので、その批判を試みる。
一、高群氏の「日本婚姻史表」

(1)「族制」欄の「父系母所」概念——「母所」とは妻方居住制のことであろう。それは「族制」概念ではない。妻方居住制は普通母系制と結合するの、日本古代では何故父系制と結合するのかについての理論的考察が全くない。原始時代の母系氏族から大和時代の父系氏族への転化についての理論も無い。(2)「種別」欄——この欄の時代区分は混乱している。区分の基準は婚姻居住制にあるらしく、婿取期全体(古墳—南北朝)を妻方居住制と特徴づけながら、中に新

居住制(経営所婿取婚)や夫方居住制(擬制婿取婚)が混在している。

二、高群氏の実証

(1)高群氏は父系・母系両原理が併存しているといっているのだから、「両原理が共に存在しないといっている」(関口裕子氏の理解)のではないことを確認する必要がある。その母系



原理は、異母同父キョウダイ婚は許されるのに、同母異父キョウダイ婚は許されない事実を以て、存在を証明できると高群氏はいう。

しかしこの理論は、そのまま母系制の不在の証明に利用できる。すなわち平安時代にはBCのような母系同族内の婚姻がいくつもある。

(2)高群氏は、婿取婚は母系的婚姻であるから、親夫婦と娘夫婦と孫との同居体が形成される、として、道綱母の母一家、忠平と源順子の結婚、兼家と東三条同居体を例としてあげているが、すべて実証たりえない。

(3)高群氏は、母系同居の反面は父と息子の異居であり、第宅の娘への伝領である、というが、その実証は誤っている。男女子平等の分割相続と財産の個人的所有が行なわれた当時、父・息子の異居は当然の現象である。

三、東南アジアとの比較

関口裕子氏は、先の母系同居体は、タイ農村の親夫婦と娘夫婦の同居体と同じであるといっているが、ここには親夫婦と息子夫婦の同居体

もある。私はむしろ水野浩一氏の指摘する「屋敷地共住集団」的な家族の結合形態を小野宮実資父子の例によって示したい。このような「共住集団」形態は弥生時代から、徳川時代の農民にまでつづくものと考えたい。

第二報告(中世)・中世イエ研究の成果と課題
(飯沼賢司)

本報告は、近年研究の高揚期を迎えつつある日本中世におけるイエ研究の方向を見定め課題を提示するためのものであり、しいては、比較家族史研究会の目的でもある諸学との接点を模索するためのものである。

日本中世のイエ研究は、およそ三期に分けてその特徴を整理できる。第一期は一九一〇～二五頃、第二期は一九三〇～六〇代、第三期は一九七〇～八〇代である。

第一期は、一言でいうと、法制史面からのイエ研究が主流をなした時期であり、その契機として民法論争があったことを忘れてはならない。第二期は社会経済史面からのアプローチが主流。これは昭和初年の「日本資本主義論争を契機としたマルクス経済史学の展開が背景にある。戦前・戦中は籍帳研究の隆盛から古代共同体・古代家族の研究を中心し、戦後は、この研究を展覧させるかたちで中世のイエ研究が始まった。これらは、専ら封建制研究の一環であり、人間との関係を問題にする場合でも、生産様式論の基礎をおく農奴規定論に還元される傾向があった。そのためイエの総合的研究は十分に展開しなかつた。第三期は、このような

封建制研究のいきつまりの中から出てきたものであり、その論点は①アジュールをめぐる問題、

②イエ支配の問題、③家父長権・親族結合の問題④イエと地域性の問題⑤イエと国家、⑥女性史などのきわめて多岐に亘るが、その特徴は次のようにまとめられる。第一は、①②及び⑤の論点にあるような法制的アプローチ。これは第一期の研究を新たなかたちで深化させるものである。第二は、戦後の社会経済史の研究を継承しつつ、その欠陥を補い発展させようとするもので、③がそれであるが、⑥の女性史研究にもその傾向が強い。第三は、民俗学・社会学・文化人類学などの諸学との接近である。④は民俗学の方法論を取り入れたものであり、①②③などにもそれが見られる。

以上の論点は、まだ十分研究が深化されていくとはいえず、勿論、これが今後の課題ともなるわけであるが、ここ当面の問題としては、イエの実相をできる限り明らかにしてゆくことが重要と考える。そのためには、第三期のところでは触れなかつたが、イエの一要素である建物・敷地など問題を建築史や考古学の成果を取り入れるのもその一つである。また、最近の社会史研究への接近もこのような課題からでていると思われる。ただし、この方向は、時に「本源論」や「失なわれたものへの憶帰論」へ問題を転化することもあり、我々は常に慎んで、研究の発展を図る必要がある。

第三報告(近世)・近世村落共同体と家
(大島真理夫)

報告の主旨は、近世村落共同体の形成が近世的な農民の家の成立と深く結びついていること、さらに成立した村落共同体はその内部の階層性という点からみるとどのような類型をもち、またそれが経済発展とともにどのように変化して行くのかということ明らかにする点にあった。なお、討論の中で村落共同体という用語の使用に対する疑問があったが、報告者は近世の村という地域単位は、縄文時代の原始共同体や弥生時代の農業共同体に比べれば、共同性の質はかなり相違しているとはいえず、やはり共同体と呼ぶことが適当であると考えている。

さて、一七世紀初期には、全国各地の村は次の二つのタイプに分けることができる。一つは、中世の有力名主の系譜に属し、下人や家来・被官百姓をかかえ、水利や山林を支配する農奴主的地主の存在する村であり、他は小農中心の村である。前者では農奴主的地主の直接の支配に属していない小百姓も種々な関係を通じてその支配を受けており、共同体というべきものの社会関係は成立していない。また、後者(こちらが一般的である)でも、小農民はそれぞれの本家を中心にいわず「惣領制」的に編成されており、本家層相互間あるいは分家をも含めた構造的な結合は十分に形成されていなかった。しかし、一七世紀後半には、小農生産力の発展を基盤として、小百姓、家来、被官、下人の農奴主的地主からの自立、庶子層の「惣領」からの

自立が進み、(近世的な家の成立)そのような小農民の家相互の結合としての近世村落共同体が形成されてくる。なお、自立とは単に経済的のみならず政治的・社会的な意味を含んでいる。その際、畿内綿作地帯のように商品経済が著しく展開した地域では、共同体は経済的に変動する高持―無高といった構成あるいは無高層をも含めた無家格型として形成される。これに対し、その他の地域では、商品経済の展開が遅れ、経済的な階層変動が少ないため、本家―分家(縦断型)、あるいは侍分―平百姓(横断型)といった、家筋に固定した身分的階層格差をもつ共同体が形成される。村落共同体内部の階層的秩序としての家格制である。その後、一八世紀半ば以降には、家格型の地域でも商品経済の展開が進み、その結果として家格制が動揺し、いわば無家格型への展開の方向を示し、逆に無家格型の地域では安定的な商品生産の結果、経済的な階層が固定し、家格制が形成されるという展開をみせている。なお、討論で以上のような村落共同体の類型分けと社会学、法社会学その他の村落類型論との関係が問題とされたが、無家格型と家格型はまったく経済発展のあり方の相違にもとづくものであり、家格型のなかの横断型と縦断型という区分は、中世における在地領主制の展開や兵農分離のあり方の地域差によるものではないかと考えている。

シンポジウム(司会 吉田孝〔古代・コメンター〕瀬野清一郎〔中世・コメンター〕水林彪〔近世・コメンター〕永原和子・村武精一)

四、会員名簿作成について

昭和五八年七月一日までに会員票の送付のあった方あるいは会費の納入があった方を会員とし、名簿を作成しました。

それ以降の入会者は次のとおりです。

宮田登 日本民俗学 筑波大学

千一七四

田中真砂子 文化人類学 名城大学短期大学部

藤田耕正 社会人類学 東京都立大学(院生)

なお、名簿の記載に誤り・御変更がある方は御手数ですが、事務局まで御連絡ください(同封の葉書にその旨お書き添え願えればと存じます。)

△お知らせ▽

第二回研究懇話会の折、めがね(老眼)の忘れ物がありました。事務局にてお預りしています。御連絡ください。